

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和5年度

川崎市営保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	川崎市営保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	須藤 亜弥子
定員(利用人数):	95名(利用人数:91名)
所在地:	〒214-0001 川崎市多摩区菅1-5-24
TEL/FAX:	TEL・FAX:044-945-5109
ホームページ:	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000031428.html
開設年月日:	1968年6月1日
経営法人・設置主体:	川崎市

職員数	常勤/非常勤	常勤:19名	非常勤:20名
	専門職員(名称)	園長:1名 保育士:30名 看護師:1名	
		保育補助:6名 用務:1名	

施設状況

保育室:7室	トイレ:4ヶ所
調理室:1ヶ所	事務室:1室
園庭:有	

③理念・基本方針

< 保育理念 >

「子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力をはぐくむ」

< 保育方針 >

- 1、家庭的で十分に養護の行き届いた環境の下に、子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- 2、健康、安全など生活に必要な基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基盤を養う。
- 3、子どもの最善の利益を守り、一人ひとりがあるままの自分をだし、心身共に生き生きと心豊かに育つよう援助していく。
- 4、子どもの24時間の生活を視野に入れ、子育ての楽しさや成長を保護者と共感し合い、信頼関係を築いていく。
- 5、生活や遊びの中で、異年齢や地域との関わりを広げながら共に育ち合う力を育んでいく。

< 保育目標 >

- 1.心もからだも健康な子ども
- 2.いきいき遊び感性豊かな子ども
- 3.人とのかかわりを楽しめる子ども

全ての子どもの最善の利益を考慮し、一人一人の存在こそが未来であることを認識し、専門性の向上に努めながら保育を行っています。子どもの権利を尊重し子どものありのままの姿を受容し、子どもが安心感、充実感、達成感を得てさらに好奇心や意欲を高めていけるよう、計画的に保育環境を整え、一人ひとりの個性や発達に合わせた保育を行っています。

子どもが子どもらしくあるために、保育の現場における『遊び』が豊かに展開されるよう、子どもの自発性を保持し主体性を尊重した保育を行っています。また、幼児教育の意図性とも両立させ、就学への接続も丁寧に支援しています。

地域に開かれた公営保育所として、子どもを取り巻く社会情勢が大きく変化している今、行政専門職であることを自覚し、支援・連携事業、相談対応、情報発信を積極的に行い、近隣関係機関との連携やネットワークを強化しつつ、乳幼児の育児、保育等に関するその保護者を支える仕組みづくりを行いながら、公立保育所に求められる役割をアップデートし推進しようと努めています。

④施設・事業所の特徴的な取組

●多摩区役所地域ケア推進課と連携したつながりプロジェクト

多摩区菅地区は地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みが積極的に行われています。菅保育園としても、保育園同士はもちろん、学校や高齢者ともつながりを持ち、地域の実情に応じた具体的な取り組みを検討するとともに、菅地区の支え合いの地域づくりの一端を担っています。

●保育の質向上と地域子育て支援強化の取り組み

川崎市公立保育園(多摩区ランチ園)として、地域の子育て家庭のニーズをとらえた事業を実施し支援の強化図っています。また、保育交流や公開保育を実施し、民間保育園と連携した保育の質向上に取り組んでいます。

●子どもの人権を尊重した取り組み

人権を尊重し子どもが子どもらしくあるために、一人ひとりの遊びを大切にされた保育を行っています。

多摩区園長補佐連携連絡会で作成した「振り返りリスト(セルフチェックリスト)」を活用し、一人一人の個性を理解し受け止めることで安心して生活をし遊びを展開できるような保育を行っています。また、様々な特性をもった子ども達が、心地よく過ごし共に育ちあえるようインクルーシブ保育をすすめています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和5年10月20日

訪問調査日:令和6年2月8日

評価結果確定日:令和6年3月22日

受審回数(前回の時期)

3回(前回:2018年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子どもを尊重し、子どもの生活と遊びを豊かにしています

「子どもの好きを大事に…」を保育の柱として、子どもの主体性を尊重した保育に全職員で取り組んでいます。子どもの人権について、職員は研修を受け、定期的に振り返りを行っています。保護者へアンケートを実施し、理解を図る取組を行っています。個々の子どもの思いを受け止め、気持ちを代弁するなど、子どもたちがお互いを尊重し合う心を育む保育をしています。発表会の出し物を子どもたちの多数決で決め、内容も子どもたちの自発的な発想で進めています。園の「木育グループ」で自然と触れ合う作品を作ったり、地域と「地ケアつながりプロジェクト」で園児と高齢者が共に公園で体操をしたり、自然の物で共にリースを作っています。保育室のライブキッチンで調理の音やにおいなどが実感でき、食への関心を育てています。園での生活や遊びの中で子どもの発想と自主性を尊重した保育を行っています。

2)園から積極的に働きかけ、地域との連携促進を図っています

園の運営方針で「地域子育て支援及び地域交流」を明示し、地域との交流・貢献に取り組んでいます。地域教育会議やつながりプロジェクトなどに参加して園での取組を発信し、地域との交流機会を作っています。地域の高齢者施設や障害者施設での触れ合いを通して交流を図っています。園内でのワークショップや親子でランチで地域の親子が保育に参加し、交流があり、継続的な関りを繋げています。地域子育て支援事業「ママとあそぼうパパもね！」では園が中心になって年間計画を立て、民生委員や子ども文化センター、また、民間園と連携して保育所を利用しない地域の親子の支援をしています。地域の親子を対象にした講座や相談に園から講師派遣をして保育に関するノウハウや専門的な情報を提供しています。地区の子育てサークルスタッフのスキルアップや、地域の人材力の活性化に向けて働きかけをしています。

3)職員を育成してレベル向上を図り、職員同士協力しあう保育を実践しています

求められる職員像を明示して、職種階層別の研修の他に発達支援や子どもの権利等の研修を行っています。職員は人事評価において自らの目標を立てて、園長面談を行い、目標達成に取り組んでいます。職員は目標に沿って学び、レベルアップを図っています。年齢の高い職員が多い公立保育園の中で、園は中堅層が厚く、協力し提案する職員の連携チームワークが出来ています。園長は人材の定着やコミュニケーションの重視により、働きやすい職場づくりへの取組を行っています。職員の連携により、「木育」の園内研修を立ち上げて保育の中に取り入れたり、コロナ禍で途絶えていた年長児と小学生との交流の場の復活につなげています。

4)考えられるリスクを検討し、BCPの作成が期待されます

事故やけが及び災害時の対策を行い、全職員が共有して対応出来るようにしています。ヒヤリハットをまとめ、園内での危険回避の対策を検討しています。園の立地や状況に応じて、防災訓練（火災・地震・風水害）および安全点検を実施しています。今後さらに、保護者からのセキュリティへの不安や建物の老朽化、環境整備への対策検討、地域住民との協力による防災対策が求められます。考えられるリスクへの総合的な対策として、事業継続計画（BCP）の作成に取り組むことが期待されます。

5)ランチ園として地域の保育所の指導的取組が期待されます

地域の福祉ニーズ等にもとづき、民生委員や子ども文化センター、民間園と連携して保育所を利用しない地域の親子の支援をしています。地区の子育てサークルスタッフのスキルアップや、地域の人材力の活性化に向けての働きかけをしています。園はランチ園として公立と民間で学び合い、他園への指導も行っています。首都圏への通勤圏内で民間保育園が多く、0歳児が少なくなる少子化の中で、ランチ園として民間園との役割検討や新しい支援方法の検討が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受講するにあたり、グループに分かれ職員全員が自己評価の話し合いに参加し、園の保育内容や環境を振り返り、日々の保育を見直すことができました。利用者アンケート・職員アンケートの結果から、園の良い点や課題が明確になり、全職員で共有することができました。内容評価基準の評価結果において、職員が子どもの主体性を尊重し、子どもの思いを大切にしながら保育実践していることが評価されていることは、職員のモチベーションの向上に繋がると思います。また力を入れて取り組んでいます、地域支援の取り組みも評価していただいた事で、さらなる支援の向上に繋がると思います。

今後は利用者から頂いたご意見、改善を求められる点について、職員全員で共有し十分にコミュニケーションを図りながら、改善策を検討し、質の高い保育の提供に努めていきたいと思っています。

職員が元気に生き生きと働くことができる職場環境をつくり、子どもが子どもらしく主体的に遊び、毎日登園したいと思える保育園、保護者の子育てと就労を支援し、安心して預けられる保育園をめざし、引き続き園運営を行っていききたいと思っています。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- I-1 理念・基本方針
- I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
 - ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育理念にもとづき、保育方針、保育目標を明確にして、パンフレットや「園のしおり」、ホームページなどに掲載しています。「川崎市が目指す保育所の使命」の保育理念を示し、園の置かれている特性をもとに、園独自に保育方針や保育目標、大事にしていること等を明確にしています。保育方針は子どもの生命の保持や子どもの最善の利益など、職員が保育を行う行動規範となるような内容となっています。新年度には職員全体会議で内容や周知状況を確認し、振り返っています。各クラスに保育目標を掲示し、常に職員が確認出来るようにしています。保育説明会では資料を用意して保育理念と保育方針、保育目標を説明し、入園時面談や保育説明会で重要事項説明書とともに保護者に内容を説明しています。多摩区のランチ園として、方針をもとに地域に向けた活動なども明確にしています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向について、公立保育園の園長会や市社会福祉協議会部会への参加、及び保育専門誌の購読等による情報収集を行っています。「川崎市こども・若者の未来応援プラン」「地域福祉計画」により、保育所としての役割を認識し、地域の保育ニーズや地域の特徴等を把握して分析しています。首都圏へ通勤する保護者の多い環境や、近隣に多くの民間保育園が存在する地域特性の中、地域の子ども・子育て支援、民間保育所等の支援機能を担う公立園であることを認識しています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

園は公立園であり、川崎市が職員体制や設備の整備、職員体制、財務状況等の分析を行い、課題を明確にしています。毎週、市の職員の巡回訪問があり、職員と協議して課題確認や取組で連携しています。地域の課題や園舎老朽化、民間保育園との棲み分けなどについて園内の会議で伝え、職員全体で共有し、意見交換して改善に取り組んでいます。老朽化対策として新しい倉庫の導入が決定しており、順次園内の整理整頓が進んでいくことが期待されます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
 - イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
 - ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
 - エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

川崎市の「かわさき10年戦略」と「川崎市子ども未来応援プラン」、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」により、中・長期のビジョン・方向性を明確にしています。多摩区事業報告会を園内で開催し、中・長期計画の中の「新たな公立保育所の3つの機能」や課題、重要施策、園毎の計画を職員に周知しています。園では川崎市の計画にもとづき、中・長期的な保育園運営方針を明確にしています。方針において、保育園運営の計画を示すと共に地域の親子を支援する計画を明示しています。中・長期計画は年度ごとに定期的に見直しを行っています。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

毎年度初めに、中・長期計画を反映し、園の運営方針や組織目標にもとづいた事業計画を策定して「年度管保育園運営方針」として文書化しています。事業計画の策定は、前年踏襲ではなく、子どもの発達や地域の状況を踏まえ、職員と話し合いを行った上で行っています。また、前年度の事業計画の実施状況や達成状況を踏まえ、園の保育計画や地域の子育て支援および人材育成の計画について具体的に策定しています。事業計画は、保育計画と評価、組織運営、地域支援、職員研修、保護者との関わりの具体的な内容や成果を示しています。さらに、評価ができるよう、数値目標などを示すことが期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画策定は園長や園長補佐、プロジェクトリーダーを中心に職員が意見を出し合い、職員全員が理解・検討して取り組んでいます。プロジェクトやリーダー制のもと、職員は役割分担し、組織的に実行しています。計画の実行や評価は乳児会議・幼児会議や、リーダー会議、全体会議で報告・確認し、園長がまとめ、全体会議で周知しています。市の検討委員会や連絡会にも参加して検討を行い、多摩区事業報告書など、その結果を職員会議で周知しています。コロナ5類となって職員同士対面で協議を行い、計画を実施しています。年度末に職員は園への評価とQRコードによる保育士の自己評価を行い、集計結果により明らかになった課題を再度話し合い検討しています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

毎年度初めの保育内容説明会で資料を使い、事業計画の主な内容を説明しています。パワーポイントで事業計画「菅保育園運営方針」の内容を視覚的に分かりやすくするなどの工夫をしています。今年度の説明会はコロナが5類になる前だった為、密を避けたクラス毎の懇談会での丁寧な説明で、保護者に伝えることができます。具体的な行事日程や内容については、園だよりやICT連絡ツールで保護者に知らせています。行事などの開催後は写真を載せたドキュメンテーションで可視化を図り、保護者に周知しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

川崎市「保育の質ガイドブック」にもとづき、保育の質の向上への取組を組織的に行っています。ガイドブックの「事例集」も冊子にしています。保育内容や人材・組織体制、保育環境の面から、PDCAサイクルにもとづいて保育の質の向上へ取り組んでいます。毎日の保育実践の振り返りを「記録及び省察」としてまとめ、翌日の保育へ反映しています。人権についてのプロジェクト等で、多摩区独自で作成したセルフチェックリストや自己評価などで保育の質を評価しています。自己評価を毎年行い、第三者評価を定期的に受審して、保育の質の向上に向けた取組を組織的、継続的に行っています。

第三者評価結果

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

保育の質について毎年、職員個々に自己評価を行うとともに、園としての自己評価及びクラスやプロジェクトでの評価・見直しを行い、省察点や課題を明記しています。課題については全体会議で職員に周知して、活発な意見交換を行っています。評価で明らかになった課題や改善策を全職員で取り組み、職員の意見を取り入れて事業計画に反映し、職員全員で確認しています。さらに指導計画（年間、月案、週案）に展開し、保育の質の向上に取り組んでいます。研修などで保育実践の改善や専門性の向上に努めています。今後、評価結果によるプロジェクトなどの改善案を計画的に取り組んでいくことが期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は川崎市の指導方針や保育指針をもとに、「管保育園運営方針」を策定し、年度職務分担表で園長自らの責務や職務内容を表明しています。園長の役割を日頃から伝えるとともに「園長業務マニュアル」を作成して業務を明確にし、4月の全体会議で職員全員に周知しています。職務分担表に園長補佐や主任などの職務内容や担当を示すことで、管理者や互いの役割を明確にし、職員の周知と理解に繋がっています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、川崎市定例園長会や多摩区施設長連絡会などの川崎市の研修に参加し、危機管理、コンプライアンス、人権、不祥事防止、個人情報保護等、法令について習得しています。園長は、幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、園運営を行っています。職員には「職員サービスハンドブック」を使用し、新入職員は読み合わせを行い、他の職員はeラーニングによる研修で学んでいます。園内のSDGsプロジェクトが中心となり、ごみの分別、削減等環境への配慮や廃材を活用した取組を実践しています。職員は年2回（正職員は4回）のサービスチェックシートによる自己点検を実施し、法令遵守のための取組を行っています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上に意欲をもち、職員が自己発揮できるように組織的に取り組んでいます。定期的に保育日誌や指導計画を確認し、保育の現状や評価・分析、課題把握を行い、職員を指導しています。日頃から園長が子どもと触れ合う機会を作ることで子どもの様子を把握し、必要に応じてカンファレンス、園内研修に同席して具体的に指導をしています。園長は、職員が意見を出しやすいように図らい、話し合いでの協議や反映へつなげるよう指導力を発揮しています。月毎の反省を行い、エピソード記録をもとに職員会議で保育の状態を確認しています。園長補佐及び乳幼児リーダーと共有し、職員の担当制や職員会議で組織的に保育の質の向上について検討しています。年3回実施する職員面談で職員の思いや課題を把握すると共に、積極的に研修を受講できるようにし、職員の教育・研修の充実を保育の質の向上につなげています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	---	---

【判断基準】

a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

労務や財務を踏まえた分析は川崎市の担当が行っています。園長は職員の現状を分析し、業務量や人員配置を行い、職員の自己発揮やキャリアパスに配慮して業務分担を調整しています。職員が休暇を取る際にはお互いに負担のないように配慮し、有給取得率改善に努めています。園長補佐は、職員が子どもとのノンコンタクトタイム(事務時間)を確保できるよう職員体制を調整したり、職員休憩室を設置し、働きやすさに配慮しています。職員は年度ごとにテーマを決め、研究部会などのチームでテーマに沿った学習を行っています。園長も含めて全員が園内の役割分担や行事分担などを担い、園全員で組織的に取り組み、職員の活性化につなげています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

川崎市は、保育所が目標とする保育の質を確保するため、基本的な考え方や園の人材確保、育成等について、基本的な方針を立てて明示しています。必要な人材や人員体制についての計画があり、新人職員の配置があります。園の子どもの数や障がい児加配など、定められた配置基準に従った計画的な配置になっています。計画にもとづいた人材確保のもとに、職員は、年度ごとに「キャリアシート」を作成し、育成担当の先輩職員と「キャリア面談」を行い、行政専門職員としての意識を高めています。園では発達相談支援コーディネーター研修を受講した5人の職員を配置しており、社会情勢の要請に応えています。人材の採用活動は川崎市が計画的に行い、園からは毎年2月に必要人材の要望を市に提出しています。必要な会計年度職員は園で調整しています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

「川崎市人材育成基本方針」「職場における人材育成の手引き」に、市職員の人材ビジョン、期待する職員像等を明確にしています。採用、配置、異動、昇進、昇格等の人事基準は、市の規程で明確に定められ、職員に周知しています。「人事評価ガイドブック」にもとづき、職員の専門性や能力、職務に関する成果や貢献度等を適切に評価しています。職員処遇の水準について、市の人事委員会が民間事業所の水準を調査し、処遇改善等について評価・分析するために市に勧告する仕組みを実施しています。処遇水準についての評価・分析は市で行っており、園での取組はありません。職員は、キャリアシートの活用や先輩職員とのキャリア面談で自らの将来の見通しを得られるようになっていきます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は労務管理の責任者として、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働等を把握し、就業状況に配慮しています。定期健診やストレスチェックを実施して内容を周知し、職員の健康と安全の確保に努めています。職員は市の相談室「心の相談室」を利用することができ、産業医の職場巡視や面談を実施しています。業務の見える化やフリー保育士の配置の工夫などで時間外労働削減に取り組んでいます。人材の定着やコミュニケーションの重視により、働きやすい職場づくりに努め、市の職員としての総合的な福利厚生を実施しています。積極的な有給休暇取得促進の働きかけや時間外労働の縮減など、ワーク・ライフ・バランスに配慮していますが、保育の質の向上のための業務量の多さ、偏りは課題となっています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

川崎市人材育成基本方針において期待する職員像を示し、職員は人事評価で目標を立てています。「市職員としてのあり方」を基本にして、毎年度、業務に関する目標をたて、園長と面談を行い、目標達成に向けて業務を行う仕組みになっています。中間期に園長と振り返りを行い、年度末にも最終面談を行って一人ひとりが目標達成に向えるように配慮しています。会計年度職員に対しても園長は面談を行い、個々の目標管理を行っています。保育士人材育成のための手引書より、経験年数による求められる力を確認し、職員が目標を立てて自分のキャリアビジョンを作成出来るようにしています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

川崎市人材育成研修計画において求められる職員像を明示して、目指す保育を実施するために職種別・階層別研修などの研修を計画しています。職種階層別の研修の他に、発達支援や子どもの権利等の課題別研修、内容や参加者を年度ごとに計画しています。市や園からの指名や推薦の他に、キャリアアップに向けて職員個人の希望や研修参加回数にもとづいて振り分けて計画しています。園内では職員研修ファイルを作成し、誰がどのような研修に参加したかを把握しています。研修報告は自治体専用プラットフォームで報告・管理して、研修結果を職員会議で共有しています。研修内容やカリキュラムの評価をLoGoフォームで行い、その結果を定期的に見直しています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりについて、知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握しています。園では川崎市人材育成方針のもと、階層別研修・新任期研修・キャリアアップ研修・スキルアップ研修・派遣研修など様々な研修が企画され、参加を促しています。職員が参加したい研修を選べるように情報提供したり、参加の機会が均等に持てるよう配慮しています。今年度から新任期職員が在籍しており、育成担当を中心としてOJTノートを活用し、状況確認の面談を行って育成しています。コロナ禍より開始されたオンラインでの研修も引き続き開催しており、職員の受講率向上により業務改善の効果を上げ、保育に生かしています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

神奈川県「実習生と実習指導者が共に育ちあう保育実習」を基本にして、園内で実習育成に対する姿勢を園内で共有して取り組んでいます。園内の実習担当者を園長補佐と定め、県の研修を受講して年間を通して受入れています。「保育実習についてのオリエンテーション」をマニュアルとして、派遣元の学校の保育実習要綱等と調整を行い、実習生の目的や職種に応じて実習スケジュールを組み立て、事前オリエンテーションで実習生に説明しています。保育実習に際しては事前に派遣元と打ち合わせを行い、必要に応じて実習期間内に電話や訪問で情報共有する等連携しています。実習の日記や反省、職員との交流などを実施して、最終日に反省会や振り返りを行っています。職員間でも実習内容を共有し、効果的な実習を目指しています。また、子育て支援員の实習も受け付けています。保護者には玄関掲示で実習生の受入れについて周知し、子ども達には対面で実習生の紹介をしています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

川崎市と多摩区のホームページや子育てアプリなどで、市の保育理念や園の基本方針、保育の内容などを情報公開しています。地域の福祉向上のため、子育て支援事業などの内容、相談対応について取組の状況を公開しています。第三者評価の受審結果や苦情・相談の体制、改善などの内容について公表しています。地域のランチ園として、積極的に公開保育や民間保育園との交流保育を実施し、保育の役割を知らせています。実際の保育内容を第三者に公開することで透明性を図り、保育に関する多くの情報をパンフレットやICTツールなどの手段を活用し知らせています。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

川崎市の事務、経理、取引等に関する規定に則り、園長は透明性があり風通しの良い園運営に努めています。川崎市のサービス規準や園の役割分担表を明確にして、職員等に周知しています。全職員はサービスハンドブックによるリストで年2回サービスチェックを実施し、適正な運営を行っています。定期的に内部監査・外部監査が実施されています。5月に行われた川崎市の監査での指摘事項や指導はありませんでした。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

「管保育園運営方針」で基本的な考え方「地域子育て支援及び地域交流」を明示しています。地域教育会議や多摩区役所地域ケア推進課と連携したつながりプロジェクトなどに参加して、地域の情報を収集し、園での取組を発信して、地域との交流機会を作っています。園外で地域の高齢者施設や障害者施設などで4歳児との触れ合いを通し交流しています。園内では多世代交流を目的にしたワークショップや、親子ランチで地域の親子が保育参加を通して交流しています。今年度は自然の物を使った制作活動を一緒に楽しんで交流を深め、継続的な関りに繋げることができました。子どもや保護者のニーズに応じて、地域の祭りや子ども食堂の紹介など地域における社会資源を活用するようにしています。

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

「川崎市公立保育園運営の手引き」での方針のもとに、ボランティア等の受入れ担当者を設け、年間を通してボランティアの受入れを実施しています。今年度はインターンシップ1名、学生ボランティア3名、中学生職場体験2校8名を受入れています。ボランティアの受入資料を作成し、内容や意図等職員間で情報共有していますが、マニュアルとして整備されていません。受入れにあたっては事前説明の上でオリエンテーションを行い、最終日に振り返りを行っています。以前は高齢者による絵本の読み聞かせがありましたが、現在は主に学生ボランティアとなっています。多摩区ホームページで学生ボランティア募集のお知らせをし、申し込みフォームを掲載していますが、電話での申し込みも受け付けています。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

保育に必要な関係機関・団体の機能や連絡方法を「職員・保育園・関係機関」ファイルにまとめて把握し、適切に連携しています。園では連携が必要な関係機関・団体を明示して、子どもや保護者、来園する地域の親子などの支援を積極的に行っています。市の保健師や高齢障害課、療育センター、保育総合支援担当と連携した個別支援会議等に参加し、職員会議で情報共有しています。区の地域包括事業に多摩区役所地域ケア推進課と連携したつながりプロジェクトで参加して、地域課題の発見、認識、課題解決に向け、顔の見える繋がりを積極的に作っています。職員が療育センターを見学し、療育センター職員に園にきてもらい、課題の共有や適切な助言を受けて保育に生かしています。新設の「きつずサポートたま」を訪問して、発達に課題がある子どもの初期対応やサポートに繋がる知識を学んでいます。地域子育て支援センターへ保育士の講師派遣を行い、交流して連携できる体制にしています。保護者の子育て力の向上と子育ての不安解消に努め、家庭での権利侵害が疑われる子どもへの対応について、連携できるようにしています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

区の全体園長会や公立保育園園長会、社会福祉協議会の部会、地域担当会議等に参加して、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握しています。子育て支援担当者会議では、区の集まりの中で公立・民間保育園の地域ごとの特色や課題を共有しています。園見学での相談や交流保育、親子でランチなどの地域支援事業での交流を通じて、具体的な福祉ニーズ把握に努めています。地域のママ・パパ連絡会では、管保育園が拠点となり、運営に携わっています。年間計画を立てたり民間園に対しても必要なサポートを行い、相談にも応じています。

第三者評価結果

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞

把握した地域の福祉ニーズ等にもとづき、ママ・パパ連絡会では年間計画を立て、民生委員や子ども文化センター、民間園と連携して、保育所に在園していない地域の親子の支援をしています。地域の親子を対象にした講座や相談に講師派遣を行い、保育に関するノウハウや専門的な情報を提供しています。地域子育て支援センターへ保育士の講師派遣等を行い、地区の子育てサークルスタッフのスキルアップや、地域の人材力の活性化に向けて働きかけをしています。地域の防災対策などで、住民と協力する訓練や対策検討は今後の課題となっています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 - b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 - c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

理念や基本方針は、園玄関や各保育室内に掲示しています。子どもの基本的人権について、職員は研修を受け、また、多摩区独自で作成した「人権セルフチェックリスト」を使用した話し合いを定期的に行って共通理解を深めています。保護者へは「子育てをしている中で、ご家庭で特に大切にしたいと思っている権利はどれですか」とアンケートを実施し、結果を園だよりで知らせたり、懇談会などで話題にし、理解を図る取組を行っています。個々の子どもの思いを受け止めると共に他の子の気持ちを代弁するなど、子どもたちがお互いを尊重し合う心を育む保育を行っています。

第三者評価結果

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

「川崎市子どもの権利に関する条例」では、子どもが「安心して生きる権利」「自分を守り、守られる権利」など多くの子どもへの配慮が定められており、それに沿った保育を進めています。おむつ替えの際に衝立を使用したり、トイレはカーテンで仕切り、プライベートな空間になるように配慮しています。着替えでは、丸裸にはならないように、上と下を交互に脱ぎ着するように教えています。気持ちが落ち着かない子どもへは、見守りを基本としながら、声のかけ方を工夫したり、他の場所に連れて行くなど、落ち着けるように対応しています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

保育所の情報は、パンフレットや川崎市のホームページで提供しています。パンフレットは区役所などに置き、区内の行事や保育園内地域支援事業時にも配布しています。パンフレットには保育目標および方針、一日の流れ、年間行事、地域子育て支援事業、園舎の見取り図などを載せて分かりやすく作成しています。園見学は6名程度の少人数ずつで時間帯を設定し予約制で実施しています。園の説明および見学を行い、質疑応答にも丁寧に対応しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園説明会で、入園説明会資料、入園のしおり、重要事項説明書などを保護者へ配付し、それらを基にして説明し、書面で同意を得ています。説明会ではパワーポイントを使い、配付資料は文字の大きさや太さ、間隔などを適宜調節して分かりやすいようにしています。0、1歳児および配慮が必要な子どもの保護者へは、園長や保育士のほかに栄養士や看護師も面談して記録に残し、職員間で共有してより適切な保育ができるように努めています。外国籍の保護者には、おたよりにルビをふったり個別に説明をして対応しています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所等の変更の際には児童票などを受け渡し、年長児は就学先の小学校に保育要録を持参し、必要な情報の引き継ぎを行っています。情報提供に関しては重要事項説明書に記載しており、書面で保護者の同意を得ています。園利用終了後の相談については担任より口頭で案内していますが、書面での説明はしていません。今後は紙面での提供が望まれます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は、日々の子どもの表情や様子、言動などから子どもの気持ちを受け止め、子どもたちが安心して楽しく満足して過ごせるように接しています。保護者の満足度は、送迎時の会話、行事後などの各種アンケート、個人面談、懇談会、保育参観、保育参加、保護者会役員会など、多くの場で声を聞き、把握しています。アンケート結果は、園だよりなどで保護者へ知らせています。保護者から出た感想や意見は職員間で話し合い、次の行事や日々の保育に反映するように努めています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決体制は、「川崎市保育園苦情解決要綱」が定めてあり、重要事項説明書に苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員2名の連絡先を記載しています。玄関フロアには意見箱を置き、「保育園における苦情解決の流れ」を掲示して保護者へ知らせています。また、随時、各種アンケートを行い、保護者からの意見を聞いています。出された意見や苦情については会議で検討し、「苦情解決記録」に内容や改善などを記録して改善に向けて取り組んでいます。苦情対応についての行政窓口や公共の窓口は記載されておらず、検討が望まれます。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

玄関の意見箱、送迎時の会話、個人面談、懇談会、各種行事後のアンケート、連絡ノート、保護者支援事業「ほっとルーム」など、保護者が相談や意見を述べることのできる多くの場があります。「ほっとルーム」への呼びかけは、発達相談支援コーディネーターの資格を持った園の職員5名の顔写真と共に呼びかけを掲示してあり、気軽に相談できるようにしていますが、保護者への周知に工夫が期待されます。保護者からの相談時には、多目的室や事務室を使い、カーテンを閉めるなどしてプライバシーに配慮し、落ち着いて話ができるようにしています。

第三者評価結果

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、送迎時での保護者との日々のコミュニケーションの中で相談に乗ったり、話しやすい雰囲気となるように心がけ、保護者の思いを受け止めて適切な対応に努めています。各種アンケートや意見箱をはじめ、保護者の思いや意見を積極的に把握し、保育運営へ生かしています。受付から解決までマニュアルに沿い、速やかに適切な対応をするように努めています。対応マニュアルは、川崎市のマニュアル作業部会で定期的に見直しをしています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

＜コメント＞

事故やけがが発生した際は早期に検証を行い、全職員が共有して保護者への対応が出来るようにしています。看護師がヒヤリハットをまとめ、保育の中で危険と感じた場面があった場合は会議などで情報を共有し、危険回避の対策を検討しています。川崎市で作成した各マニュアルを基に、園の立地や状況に応じて現況に沿ったものを加えています。職員は研修を受け、防犯訓練を実施し、多摩警察署から助言を得、また、周囲や社会で起きた他園での事例を検証するなど、子どもの安心・安全を守ることができるよう日々努めています。事故防止に取り組んでいますが、リスクへの総合的な対策としての事業継続計画(BCP)作成に取り組むことが期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

＜コメント＞

園内で感染症が発生した場合は、病名と乳児・幼児それぞれの人数を事務室前に掲示しています。また、ICT連絡ツール(通信技術を活用したコミュニケーション手段)で保護者へ伝えていきます。感染症に限らず健康に関しては毎月「けんこうだより」で保護者へ伝えていきます。おもちゃの消毒や園内の清掃を徹底し、見ればすぐに消毒薬の希釈が分かるようにした嘔吐処理セットを各保育室に設置しています。子どもの年齢に応じておもちゃの消毒基準を設け、口に入れた品と洗った品を別のかごで分別するなど、細やかな対応方法を決めています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

防災訓練計画書に基づき、毎月防災訓練(火災・地震・風水害)および安全点検を実施しています。消防署立ち会いでの総合訓練を行い、保育室の家具を固定するなど、子どもを危険から守れるように努めています。気づいた点を職員間で共有し、問題点の把握と見直しを行っています。定期的に非常持ち出し用品の確認をしています。毎月伝言ダイヤル訓練を行い、災害時の保護者との安否確認方法を練習しています。非常食は保管場所に備蓄品リストを掲示して保管しています。アレルギーのある子どもへ対応できる品も備蓄しています。老朽化に伴う不安もあるため、保護者へ安全への理解を求める工夫が期待されます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

複数の園長による部会でまとめた、川崎市「保育マニュアル」があります。「保育マニュアル」「保育の質のガイドブック」により、子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護を明示しています。年間指導計画や月案、週案に展開し、子どもたちの姿やクラスの特長等を盛り込んだ計画を立てて保育を実施し、「保育の質のガイドブック」によって確認をしています。環境や子どもの状態を考慮して個別支援計画を策定し、職員会議で確認し、画一的にならないようにしています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

標準的な実施方法について、自己評価や指導計画策定時に検証し、見直しを行う仕組みを定めています。乳児、幼児、全体会議などで情報共有を行いながら、年間、月等での反省と省察を行っています。反省の際には他のクラス担任やフリー職員、園長からも子どもの姿やクラスの保育に関して聞く機会を設け、保育エピソード等を取り上げて多面的に保育の方法を見直しています。定期的な保育士の自己評価をもとに園の自己評価を行い、目標管理における職員面談や指導計画の策定時に見直しを行っています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

保育士以外に栄養士や看護師も全体会議に参加して子どもの状況や課題を把握し、情報共有のもとに計画を策定しています。指導計画や月案などの作成責任者は園長で、各計画書に確認欄・承認欄を設けて承認しています。3歳児以上も含めて月間指導計画には個別配慮の欄を設けています。さらに必要に応じて全体的な計画や年間指導計画にもとづき、個人別の狙いを明確にして個別指導計画を作成しています。指導計画にもとづいて保育を行い、自己評価や職員との面談、職員会議で振り返っています。他に年間の食育計画も作成しています。食事の時に栄養士が各クラスを回り、離乳食補助やクラスの状況を把握しています。支援困難ケースなどに対しては、発達支援コーディネーターを中心にケース会議を行い、子どもの状況を確認しながら日々の保育へ生かせるようにし、必要に応じて外部の専門機関に相談し連携して対応しています。保護者は保育参観や個人面談を通じて園の状況を把握しています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年間指導計画をもとに年間指導計画の期中に自己評価を行い、月次の保育指導計画(月間指導計画)を作成する際に省察欄にて振り返りを行い、全体会議で見直しを行う仕組みにしています。また、月毎に乳児会議・幼児会議を行い、保育反省を各クラスや職員間で意見を出し合って翌月の保育へと生かしています。会議を行う際には、事前に反省などを書いてもらい、会議で協議できるようにしています。週の保育指導計画を立てる際に、子ども達の状況に合わせて随時変更し、保育の質の向上に繋げていくように努めています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況等を、個人記録やエピソード記録、ケース会議録など統一した様式によって把握し、記録しています。3歳未満児や配慮が必要な子どもを対象に、毎月個別の指導計画を作成しています。記録内容や書き方に差異が生じないように、観察個人記録や保育所保育要録等には、解説や記入例を示し、参考に出来るようにしています。園はICTアプリをいれて更にバージョンアップを図っており、情報管理の体系を整備しつつあります。コンピュータネットワーク等を通じて、園内や保護者と情報共有する仕組みが整備されています。毎月の全体職員会議、リーダー会議、フリー会議、給食会議等に加え、毎週の乳児・幼児会議を開催して情報共有を図っています。

第三者評価結果

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

子ども等の個人情報の利用目的や第三者への提供の制限、情報管理等に関して「管保育園における個人情報の保護の方針」を定めています。入園時に全保護者から誕生カードや、卒園アルバムなど10項目について取り扱う情報の利用可否などの同意を得ています。鍵付きファイル棚に番号を振り、保存場所や保存期間等を把握出来るようにして管理しています。職員は文書管理の自己点検シートを使って30項目をチェック・署名し、区に提出することにより、情報セキュリティーへの意識向上を図っています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、川崎市公立保育所保育理念である「子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力を育む保育」を念頭に、保育方針、園の保育目標に基づいて、各年齢の子どもの発達に応じた養護と教育について保育目標を立てています。また、子どもの健康支援、食育、安全管理、主な行事、保護者および地域の子育て支援、民間保育所などへの支援、人材育成、インクルーシブ保育(すべての子どもを分け隔てなく認めて行う保育)など、多くの視点を網羅して作成しています。年度末に各クラスや担当で1年間の取組内容について評価、振り返りを行い、次年度の計画に生かしています。保育目標については、情景が思い浮かべられる、子どもや保護者にも分かりやすい表現がよいのではと職員で話し合い、「わくわく にこにこ すげほいくえん」にしています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

子どもが心地よく安全に過ごし、活動しやすい環境を作っています。「環境グループ」があり、研修結果を生かして保育環境の見直しと工夫を行っています。各保育室に設置した室温湿度計をチェックし、季節により健康管理マニュアルにもとづいた室温湿度にしています。日当たりによって差があるので、活動内容や天候に応じて、子どもの様子を見ながら適宜調節を行い、窓を開けて適宜換気をしています。子どもの成長や様子、遊びなどに合わせて机や遊具の配置を工夫し、マットや衝立を使ってコーナー設定をしています。0歳児の保育室の一角には、パーテーションで仕切った中に畳が敷いてあり、発達に差のある時期の子どもたちが安全に安心して過ごせるように配慮しています。おもちゃは年齢に応じて消毒方法や手順などを細かに設定しています。古い建物ですが、毎月「安全点検表」で危険箇所や劣化がないかを確認し、随時修理・改修を行って環境を整えています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかさ言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前の個別面や提出書類、入園後の子どもの様子などから子どもや家庭の状況を把握し、子どもの気持ちに寄り添った保育を心がけています。子どもへの言葉は「だめ」ではなく「こうしようね」など、否定する言葉は使わずプラスの言葉かけをするようにし、また、必要以上に大きな声で接しないように気をつけています。日常の関わりの中で信頼関係を築きながら個々の子どもの気持ちを汲むことに努めています。子ども同士の気持ちのすれ違いには、それぞれの気持ちを受け止めた上で代弁し、無理やり解決をしないように努めています。発達相談支援コーディネーターの資格を持つ職員たちを中心としたケース会議を定期的に行い、職員全体で考え、支援を要する子どもや家庭を関係機関へつなげるなど、必要な支援と保育を行っています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的な生活習慣の習得には、職員が見本を見せたり、一緒にやってみるなど、年齢や発達に応じた言葉かけや援助をし、自分でできた喜びを大切にしています。子どもが自分でやってみようとする姿を見せた時は、子どもの気持ちを大事にし、できるところは見守り、時間がかかっても待つことを大切にしています。トイレトレーニングは、個々の排尿間隔や活動の切れ目などにトイレに誘い、成功体験を重ねながら子ども自身の意欲へとつなげていきます。歯磨きはコロナ禍以降は行わず、2歳途中からうがいも教えています。まだ遊びたい子どもや自分のクラスに戻りたくない子には、無理にクラス行動をさせずに、園長はじめ異年齢のクラスと連携するなど、子どもの気持ちを尊重して個を大切に保育を実践しています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

保育室のおもちゃや絵本などは、子どもが好きなものを自由に取り出せるように配置し、マットや仕切りなどでコーナーを作って自由に遊べる環境を作っています。発表会の出し物を子どもたちの意見で決め、内容も子どもたちの自発的な発想で進めたり、ごっこ遊びでは子どもたちの想像力と実行力を生かして遊びを展開しています。園では「木育」グループがあり、自然とのふれあいを意識して保育に取り入れています。木の実や葉っぱなどで作品を作って遊んだり、カンナくずを部屋いっぱい広げて遊んだり、竹太鼓を作るなど、木に触れる活動を積極的に取り入れています。コロナ禍で地域との交流が希薄になっていましたが、多摩区役所地域ケア推進課と連携したつながりプロジェクトの再構築をすすめており、園児と高齢者が共に公園で体操をしたり、自然の物でリースを共に作っています。近隣の農家から野菜の苗を提供してもらって栽培・収穫し、また、芋掘り体験をさせてもらう機会があります。子どもたちは自然に触れ、散歩や園庭やテラスで外の空気に触れ、体を動かしています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

毎日の連絡票や送迎時の会話などを通して保護者と密に連絡を取って信頼関係を築き、子ども一人ひとりの発達や生活リズム、体調など、家庭と園での様子をお互いに共有して適切な保育ができるように努めています。保育室の一角に、パーテーションで仕切った中に畳を敷いた空間を造り、その中で睡眠をとったり遊んだり、月齢での発達に差のある子どもたちがそれぞれ安全に安心して過ごせる環境となっています。初めは子どもが好んでいる職員を中心に時間を長く取り、徐々に他の職員へと広げて愛着関係を築いていきます。子どもの興味や発達に合わせて遊具や絵本の入れ替え、配置換えをして保育環境を整え、散歩では木の実や葉っぱに触れたり、日向ぼっこをしたり、踏切の音や電車の通る音を聞くなど、戸外で自然に触れたり、五感から得られる感覚を大切にしています。子どもが舐めたおもちゃ専用のかごを用意して区別するなど、乳児保育において衛生面での管理を徹底しています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

職員は子どもの自主性を大事にし、安全面に十分注意しながら子どもの行動を見守ることを心がけています。子どもの表情、仕草、発達の状況などから気持ちを汲み取り、子どもの自己主張を受け止め、子どものやってみたい気持ちに寄り添った対応に努めています。絵本やおもちゃは子どもの手の届く所に常時置いてあり、自由に使える環境となっています。発達に応じてブロックの大きさを選ぶなど、おもちゃの入れ替えやコーナー設定を工夫してじっくり遊び込めるようにしています。子ども同士の気持ちのすれ違いには、行動を見守りながらお互いの気持ちを受け止め、わかりやすい言葉で代弁して援助しています。毎月クラス内で話し合いの場を設けて子どもの姿を確認し合い、次月の保育へと繋げていくようにしています。子どもたちは散歩をはじめ、園内外での活動や行事の場で様々な年齢の子どもや大人たちと接しています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

子どもたちからの発信を大切にし、子どもの想像力と実行力を生かした保育に取り組んでいます。植物や野菜の栽培・収穫や生き物を飼育し、異年齢、異世代、他園の子どもたちとの交流などから様々な体験をしています。5歳児クラスには図鑑を用意するなど、年齢に合わせた環境を用意しています。3歳児クラスでは、衣服の着替えやトイレでの排泄などの基本的な行動を援助しつつ、簡単なルールのある集団での遊びを取り入れて、他の子どもたちとの関わりを楽しめるような保育をしています。4歳児クラスになると様々なことを理解できるように成長しており、高齢者とのワークショップを行ったり、手話ソングを覚えたり、5歳児クラスを見て自分たちもやりたいという気持ちを受け止め「まつりごっこ」を始めました。5歳児クラスでは、「お楽しみ発表会」の劇を子どもたちが主体となって作り上げ、役の呼び方やセリフなど、子どもたちの自由な発想を生かして発表しています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

建物や設備などの環境を整えるには難しい面がありますが、できる限り障害の特性に合わせて対応しています。椅子からずり落ちないように工夫をしたり、テーブルの高さの調節、ロッカーの位置を利用しやすい場所にするなど、可能な対応をしています。職員は、保護者と相談しながら子どもの成長や発達を振り返って個別指導計画を作成し、翌月につなげていくようにしています。また、研修を受けて知識を深め、療育センターなどの専門機関から助言を受けるなど、連携を図って支援しています。子ども同士の関わり合いは、身体的に気を付けてほしいことは伝えますが、様子を見守っていると、子どもたちは一緒に過ごしている中で状況を把握しており、接し方について子ども同志で話しています。園としては、現時点においてでき得る支援をしています。更なる取組の余地があると認識しています。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

園では、年齢に応じて食事・おやつ・午睡時間を設定しているだけでなく、個々の登園時間や体調などにも合わせて柔軟な対応をしています。長時間保育となる子どもへは、通常保育時間内でも気持ちを受け止めてゆったりと過ごせるように心がけています。延長時は、おもちゃで遊ぶだけではなく、職員と話をして過ごしたり、絵本を眺めるだけといった静かな時間を取り入れるなど、その時々の様子を見ながら配慮ある保育をしています。夕方は、延長用の毎月の予定献立表があり、さつま芋ごはんやチキンライスなど、ごはんものとお茶を提供しています。早出・遅番の保育と日中保育の引き継ぎの際には引継簿で子どもの姿の申し送りをしています。家庭でも、就寝・起床・朝ごはん・排泄・仲良しタイム(絵本を読んでもらう、ぎゅーっと抱いてもらうなど)など、生活のリズムを意識して見直していけたらと、「げんきひょう」の取組を行っています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

小学校との連携は、全体的な計画や各指導計画に連携欄を設けて記載しています。職員は、年長児担当者会議や幼保小連携の会議、小学校の授業参観などに参加し、就学を見通して保育に活かせるように努めています。就学前には「保育要録」を持参するだけでなく、小学校教員と直接話をして配慮事項や家庭環境などを引き継ぎする機会を設けています。保護者には就学に向けて懇談会を開催し、今年度は小学校教員の保護者を中心に話を聞き、保護者同士の情報交換の場を設けて子どもの小学校生活への見通しが持てる機会を持っています。コロナ禍で、以前行っていた卒園前に年長児が小学校を訪問する機会が途絶えていますが、今後は再開できるように計画をしていく予定です。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康に関して、留意すべき点・気をつけたい病気・衣服の調整・保健行事の欄を設けた「健康管理年間計画」を作成しています。保護者へは、説明会、「入園のしおり」、毎月の「けんこうだより」「園だより」などで各種情報を伝えています。毎朝視診を行い、0・1・2歳児クラスは「生活記録連絡票」、3歳児クラス以上は「健康観察表」を使って園と家庭で健康状態の把握と共有を行い、必要な配慮をしています。予防接種や病気の記録、アレルギー疾患などについては、入園面談および「健康記録表」の提出により確認し、年度初めにも再確認しています。追加した予防接種は、保護者からの連絡により、園保管の「すこやか手帳」に追記しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)の予防策としては、午睡時に定期的に呼吸および顔の向きをチェックし、チェック表には、確認者の記載も行って管理体制を徹底しています。

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断は0・1歳児は年6回、2歳児以上は年3回、歯科健診は全園児年1回、園嘱託医により実施しています。身体測定は毎月実施しています。健康診断および歯科健診の日程は、ICT連絡ツールや「けんこうだより」で保護者に知らせ、事前に保護者が気にしていることなどを把握し、実施日に医師へ質問して得た助言や見解を保護者へ伝えるようにしています。健診結果は保護者と職員に伝えると共に、必要に応じて治療の状況などを確認して健康の維持および増進に努めています。

A14 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについては、入園面談で確認し、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基にして、医療機関や行政機関と連携して適切に対応しています。職員は研修を受け、また、会議の中でアレルギー疾患に対しての知識と対応の仕方を職員間で共有しています。食物アレルギーのある子どもに対しては、毎月保護者とアレルギー等の使用食材を明記した献立表の内容を確認し合っています。食事を提供する際は、個別テーブルにしてトレイに名札を置き、台ふきんも専用のものを使用しています。配膳の際には、保育士と調理員でダブルチェックをして確認し、誤配膳や誤食の防止に努めています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育年間計画や各指導計画に沿って、子どもたちが楽しみながら食への関心が育つように様々な取組をしています。給食会議では、現在の子どもの発達に合った器や食具について話し合い、食育の見直しなどを行っています。授乳・離乳の支援ガイドに沿って、発達段階に合わせた食事の提供をしています。「離乳食献立表」、栄養士との個別交換ノートを使って保護者と情報交換をして離乳食を進めています。玄関にその日の食事を置いて保護者へ知らせ、毎月「きゅうしょくだより」に郷土料理やご当地グルメをアレンジした献立やその月に使用している旬の食材などを紹介しています。食育で行った様子を掲示したり、給食のレシピを保護者が手に取れる場所に置くなど、家庭と連携を図っています。園では野菜などを栽培して収穫し、保育室で園児の前で調理するライブキッチンを行い、調理の際の匂いや音などを体験してもらって子どもたちが興味を持てるように取り組んでいます。

第三者評価結果

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子ども食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

個々の子どもの体格(身長・体重)を計測して給与栄養目標量を算出し、発達や発育に適した給食の提供を行っています。通常の献立と離乳食献立のほかに、食物アレルギーのある子へは除去食を、病気回復期や口や歯のけがなどの状況に応じての配慮食を医師の指示の下に提供しています。各地の郷土料理やご当地グルメをアレンジした献立、川崎市の伝統料理、行事食を提供し、旬の食材や食文化を大切にしたい献立となっています。子どもたちがその土地の文化を知り、興味を持って楽しんで食べられるようにしています。栄養士は食事中的子どもの喫食状況を確認し、調理師は保育室で子どもの前で調理する機会を設けるなど、子どもたちとのコミュニケーションを図っています。喫食状況報告書や給食会議で振り返りを行い、次回の献立に反映するようにしています。「給食の手引き」や「衛生管理マニュアル」などにもとづいて衛生管理を行い、調理しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

毎日の子どもの様子は、送迎時の会話、連絡ノート、ICT連絡システムを使って保護者と共有しています。特に0・1・2歳児クラスの子どものについては、健康状況、機嫌、睡眠、喫食状況など細かな項目を設けた「生活記録連絡票」を用いて毎日連絡を取り合っています。日々の様子は保育室入口に写真を掲示したり、ドキュメンテーション(文字だけでなく写真や動画も用いた記録)、「園だより」などで知らせています。「園だより」には毎月の保育のポイントを載せ、今月はどのような保育をしていくのかを伝えていますが、保護者への周知が充分でなく、工夫が期待されます。園での取組を発信し、それについてアンケートをとるなど、双方向で発信し合えるようにしています。保育参加や懇談会、個人面談など、様々な場面を通して保育への理解を促し、子どもの成長する姿を共有しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者が安心して子育てができるよう、様々な角度から支援を行っています。毎月の園だよりやクラスだより、給食だより、はーと通信(家庭向け育児支援紙)、絵本便り、保育ドキュメンテーションを発行して、可視化により保育や子どもの情報が伝わるようにしています。園にいる地域支援コーディネーター資格者5名が中心となり、年数回「ほっとルーム」を開催し、直接職員に話を聞いてもらう機会や「ハッピーフライデー」を開催し、子どもと離れる機会を作っています。クラスと関係のない保護者同士の関わりを持つ仕組み作りも行っています。「子どもも保護者も丸ごと支えていく」という支援のもとに、組織作りを行い、実施しています。担任ではなくても、送迎の際には保護者へ声かけし、特に兄弟で通園している場合は率先して荷物を持つ、子どもを抱っこをする等、日頃から保育園全体で保護者も子どもも支えていく姿勢で支援を行っています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

保育中のオムツ交換や着替え等を通しての身体観察、また、子どもの様子や服装、持ち物などにも注意を払い、虐待等権利侵害の兆候がないか観察をしています。送迎時や個人面談等で保護者の思いを聞くように心掛け、保護者の仕事が休みの日でも家族が休息をとれるように保育園を利用できることを伝え、悩みを抱えこまないように支援体制を整えています。保護者支援事業の一環として「ハッピーフライデー」を開催し、リラックスしながら保護者同士話ができる場所を提供し、保護者同士の繋がりが出来るように配慮しています。「川崎市子どもを虐待から守る条例」「川崎市児童虐待対応ハンドブック」をもとに研修を実施しています。子どもの権利侵害と思われる事例が起きた場合は、速やかに園長へ通報して情報共有し、園全体で対応して行く体制があります。必要に応じて園だけではなく関係機関と連携し、ケース会議を開催する仕組みを作っています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員個人として自己評価を年1回実施し、人事評価シートを用いた目標管理を行い、間期と年度末に園長と面談をして振り返りを行っています。他にも振り返りリストで子どもの人権について、自己点検シートで振り返っています。個人の評価をもとに、園内プロジェクトで自己評価グループを結成し、46項目に渡って園を評価しています。9マスシートを使用して「保育の気になる」点を書き出し、グループで話し合い、振り返りを行っています。全体会議では、年数回の話し合いの場で振り返り、保育の見直し結果を次年度の保育の実践に繋げるようにしています。子どもの人権グループでは振り返りリストの結果をもとに、グループでの見直しや研修での討議の上、活用しています。自分自身への振り返りと園への評価の両面から自己評価を行い、保育実践で改善し保育の質の向上へ努めています。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp